

令和5年7月14日～16日発生豪雨災害

「北秋田市農地・農業用施設小災害復旧事業(小災害事業)」

北秋田市では、令和5年7月14日～16日の豪雨災害で被災した農地や農業用施設について補助金を交付し復旧を支援します。

補助金を受けるためには、被災された方から必要書類を添付しての事業申込及び補助金申請手続きが必要です。

【事業内容】

名 称：	北秋田市農地・農業用施設小災害復旧事業
目 的：	農地、農業用施設の災害からの復旧を支援。
概 要：	国の支援のない、1箇所の総事業費(税込)が10万円以上40万円未満である農地、農業用施設の災害復旧工事等に対し、補助金を交付します。 (1)被災農地、農業用施設を復旧するもの。 ・土砂等の排除、流失した耕土等の復元、崩落した畦畔、溝畔等の復元に係る工事費。 (2)被災した農地の応急的な仮設工事費(応急仮工事)。
要 件：	・公共災害(本災(40万円以上))事業に該当しないこと。 ・総事業費(税込)が10万円以上40万円未満であること。 ・現に耕作している土地であること。 ・農業用施設は、受益戸数が2戸以上あること。
補 助 率：	・農地、農業用施設とも事業費の6分の5(市1/2、県1/3) ※千円未満は切り捨てとなります。 例)総事業費10万円の場合:補助金8万3千円、自己負担1万7千円
申 請 手 続：	別紙「北秋田市農地・農業用施設小災害復旧事業(小災害事業)」の流れを参照してください。
必 要 書 類：	事業申込書兼指令前着手届、被災写真、見積書、位置図
そ の 他：	市ホームページに様式等を公表しますので利用してください。